

芹ヶ谷公園 "芸術の杜" パークミュージアム
「(仮称) 公園案内棟 / 喫茶 / 版画工房 / アート体験棟」基本計画

目次

§ 1：基本計画策定の背景と目的

- 1-1：基本計画策定の背景
- 1-2：基本計画の位置づけ
- 1-3：基本計画策定の目的

§ 2：施設整備の基本的な考え方

- 2-1：施設のコセプト
- 2-2：計画の条件
 - (1) 計画敷地及び施設建設の条件
 - (2) 関係する法規制等

§ 3：施設機能の考え方

- 3-1：各機能の目指す役割について
 - (1) 工房機能
 - (2) サービス機能
 - (3) マネジメント機能

§ 4：施設のあり方

- 4-1：基本的な考え方
- 4-2：全体のイメージ

§ 5：計画推進に向けて

- 5-1：事業のスケジュール

§ 付属資料（専門家や利用者の意見等）

- 1：基本計画の策定にあたって
- 2：意見交換やアンケート

§ 1 : 基本計画策定の背景と目的

▶（仮称）公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟の基本計画策定の背景

すべてにおいてオンライン化が進む今、人々の関心は、モノの消費からコトの消費へと変わってきています。体験や経験に価値を感じ、それをだれかと共有しともに楽しむこと。その体験が気軽に楽しめるものであったり、「ここでなきゃ」と思えるものであること、それが人々を惹きつけます。

公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟は、パークミュージアムへの玄関口であり、公園来園者、施設利用者、周辺地域の方々などを始め、パークミュージアムに興味を持つ全ての人々へ開かれた施設です。

豊かなみどりと二つの美術館を望むように建つ建物は、施設内の雰囲気外部からも感じられ、人の活動の様子や雰囲気を体感できます。「自分も工房を利用してみよう」「自分も芹ヶ谷公園に繰り出して何か新しいことをやってみよう」といった興味・関心・感動の“種”を育て、心を養うきっかけづくりができる空間となります。

そして、この建物から、人々が“種”をもって芹ヶ谷公園へ行くことで、自分だけのお気に入りの場所で寛ぐ、広場で遊ぶ、みどりを感じながら創作活動に打ち込む、芹ヶ谷公園ならではのアートを発見するなど、色とりどりのアートや活動が芽吹き、素敵な風景が公園全体に広がっていきます。

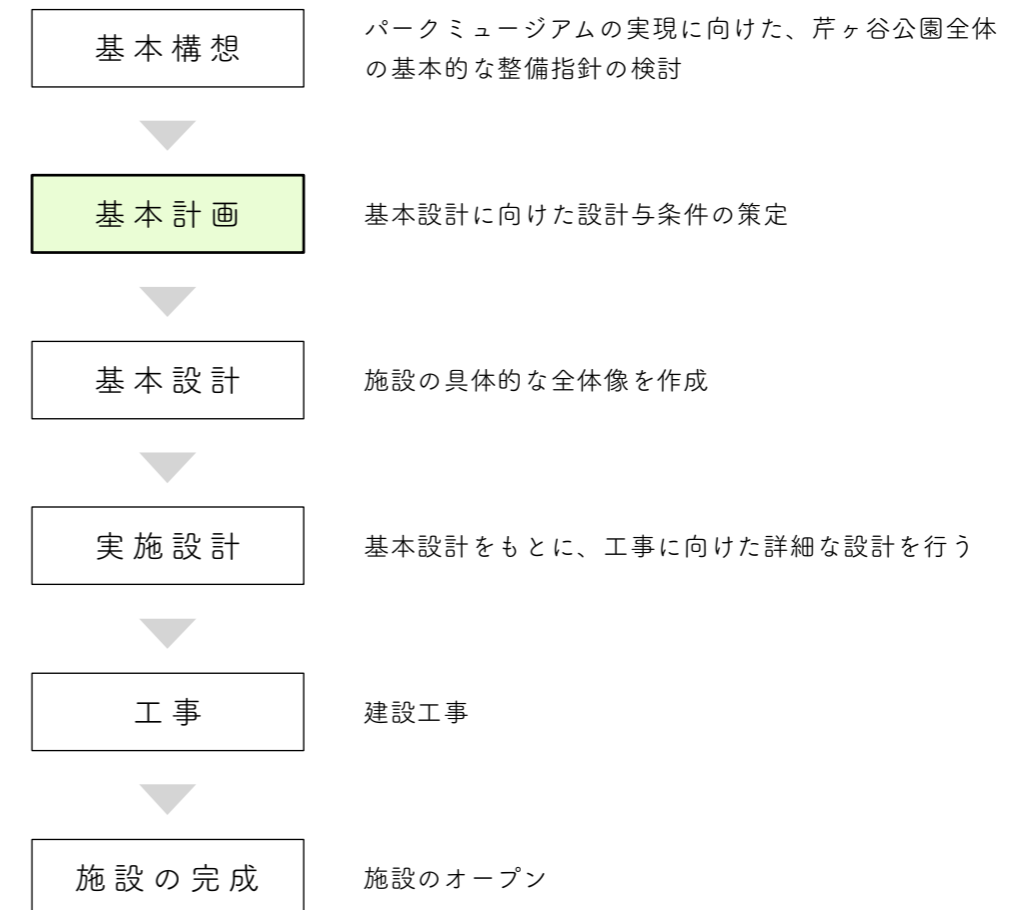
また、1987年の開館以来、国際版画美術館は「鑑賞」「創作」「発表」の機能を一体的に提供するという役割を担ってきました。版画に加えてガラスや陶磁器などの制作もできる新しい工房と二つの専門美術館とを密接に連携、一体化させることで、これまでの役割をより発展・継承させていきます。

「（仮称）公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」は、この場所ならではの体験や過ごし方が出来る芹ヶ谷公園、みんなでつくる”パークミュージアム”の実現にふさわしい拠点となることを目指します。

▶基本計画の位置付け

「（仮称）公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」の基本計画では、芹ヶ谷公園の一体的整備の基本構想でまとめたコンセプトをもとに、パークミュージアムへの玄関口として、人々へ開かれた施設となるように検討を行います。そのために、目指すべき施設の将来像や求められる機能をより具体化し、基本設計へと反映していく事項の整理を行います。

「（仮称）公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」の設計～施設完成までの流れ



公園と連続し、パークミュージアムへと 美術活動を展開する拠点「美術エリア」

「パークミュージアム」は、通常の博物館や美術館のように展示されているものを鑑賞するだけでなく、町田の多様な文化芸術の活動や公園の豊かな自然を体験しながら学び楽しむことができる新しい体験型の公園を意味しています。特徴的な谷戸地形や緑、湧水など、芹ヶ谷公園の恵まれた自然を感じながら、誰もが多様なアート活動に五感を通じて触れられる“ここならではの”体験を提供します

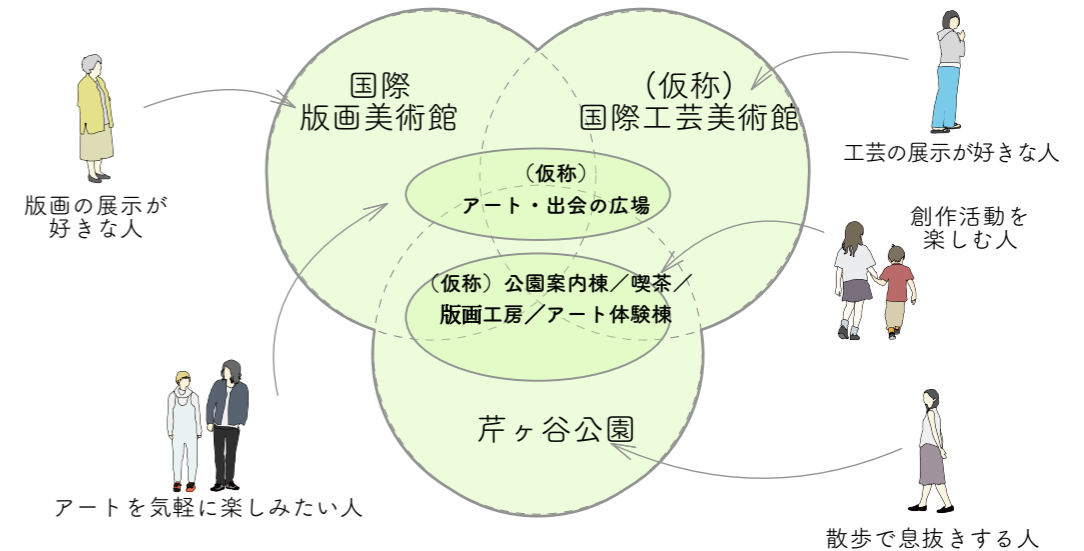
▶谷のロビーを中心とした美術エリアの形成

美術エリアには、パークミュージアムに美術活動が展開していく場として、(仮称)国際工芸美術館の整備とあわせて新たに「(仮称)公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」や「(仮称)アート・出会いの広場」など、美術活動をより身近に感じられる場や、多様な創作活動が行える場を整備します。



▶(仮称)公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟がつなぐ文化・芸術活動

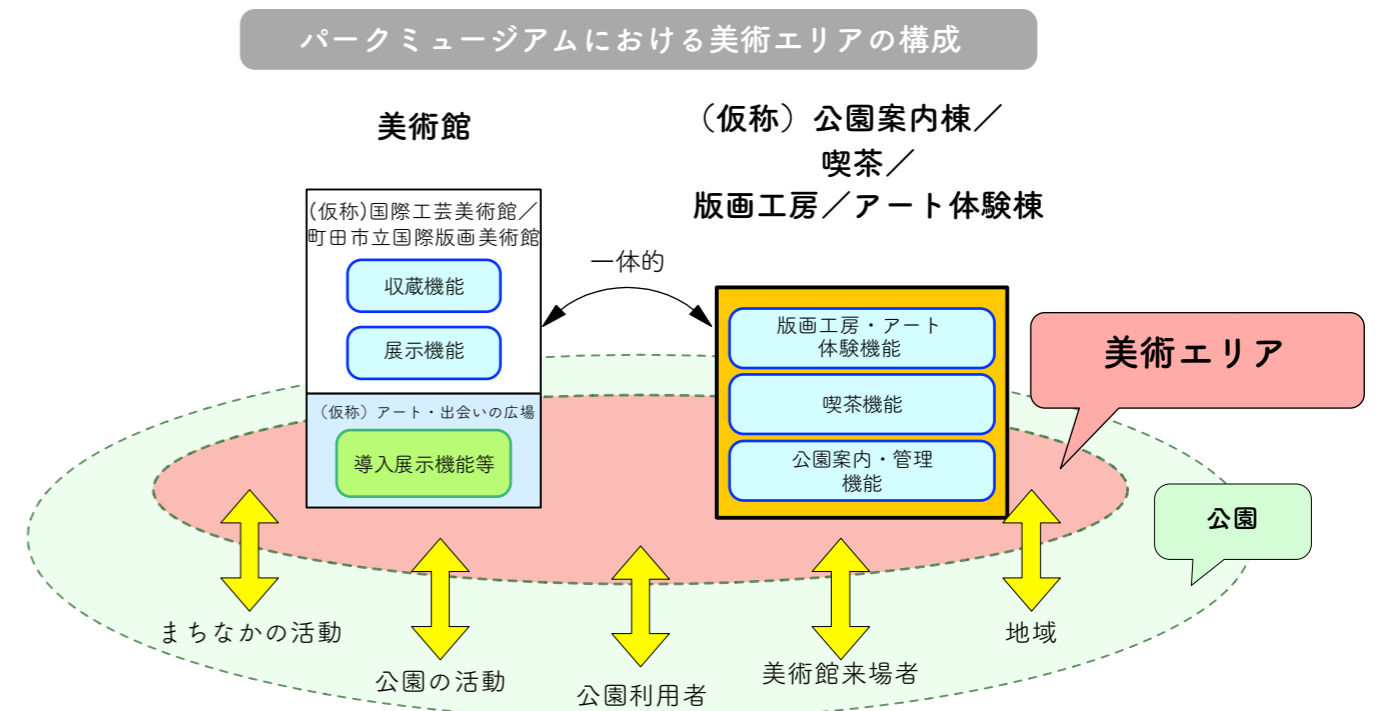
(仮称)公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」や「(仮称)アート・出会いの広場」は、2つの美術館と公園の活動や空間の繋がりを生み出し、より多くのひとが集い、多様な文化芸術に親しむ場と機会を提供します。



▶美術エリアに様々な機能を再配置します

美術館のコアとなる機能(展示・収蔵等)を中心としたコンパクトな(仮称)国際工芸美術館を整備する一方で各種のサービス機能や工房等の体験や教育普及機能については公園全体の施設や機能と一体的に捉え、効果的・効率的な機能の再配置を行います。

公園内に展開された機能はパークミュージアムの体験・活動ステージとなり、公園に求められる機能を充足するとともに、公園を訪れる多様な人々が気軽に文化芸術に触れられる場になります。

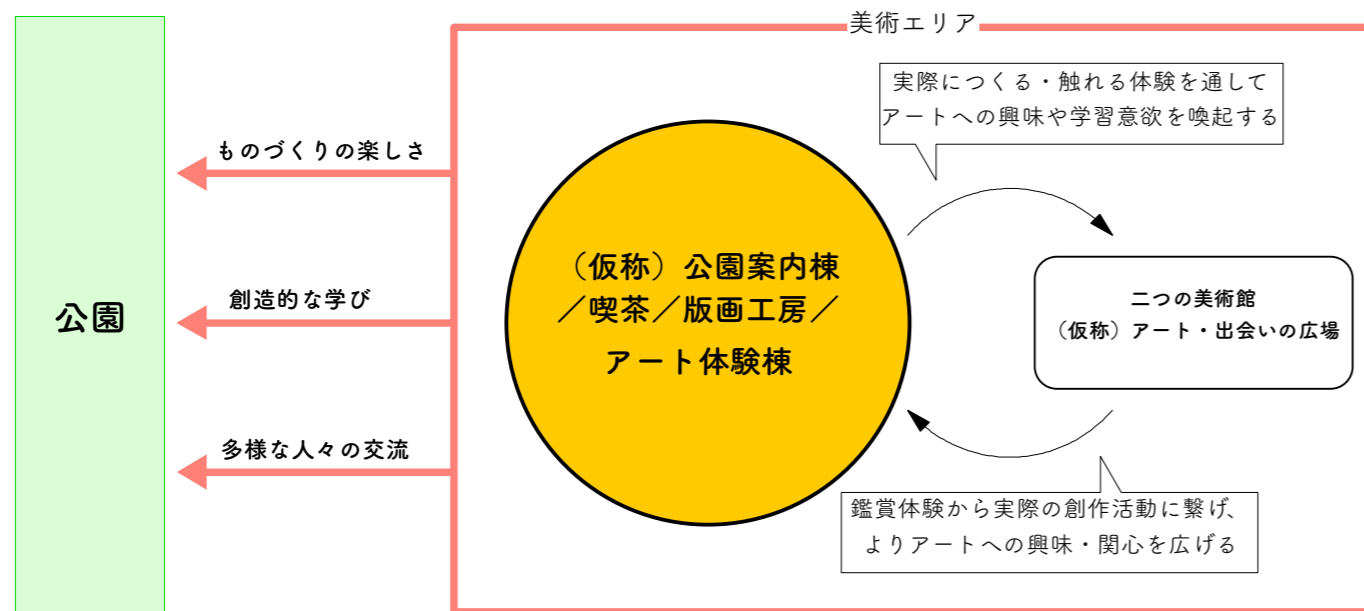


§ 2 : 施設整備の基本的な考え方

▶施設のコンセプト

子どもから大人まで、「アート」の楽しさ、「創造」の喜び、「滞在」の心地よさを体験できる、パークミュージアムの玄関口

パークミュージアムの美術エリアにおける創作や体験を担う拠点「（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」、工房機能を中心に、多様な世代の人々がアートに触れ合うことができる様々な機会を提供していきます。また、パークミュージアムの総合案内や美術エリアにおける創作・体験活動が集約した玄関口として、アートや芹ヶ谷公園の情報・魅力を提供していきます。



▶施設のミッション 施設の普遍的な目的について

子どもから大人まで、楽しみながら創作活動に取り組むことで、創造的な文化を育み、発展させていく。

パークミュージアムでは、町田ならではの魅力的な文化と出会える取り組みを展開していきます。そのなかでも、（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟は、特に版画・ガラス・陶芸などの創作活動を通じて、創造的な営みとしての文化を育て、次代に繋いでいくことを目指します。

ふらっと立ち寄ってみたいくなる居心地の良い空間と、多様な人々の活動や様々な体験を肌で感じることができる空間を提供し、ここに来るだけで、誰もがつながるきっかけを得られる。

園内にある施設と連携し、飲食機能をはじめとした魅力的な滞在空間を創出していきます。また、公園と美術館を楽しむためのサポート運営も充実させ、様々な人の公園における利用ニーズと、活動やアート体験を通じた多様なアート・カルチャーの機会を体現し、活動の輪を地域に還元していくことを目指します。

▶施設のビジョン 施設によって実現したい目標について

【創作】 1. 誰もがものを作る楽しさを体験できる

版画や工芸の分野はアートの中でも特に様々な機材を活用したり、多様な技法を駆使しながら表現に取り組みます。それらを中心とした「ものをつくる楽しさ」を、本格的な創作から気軽な体験まで、多様な人々が体験できることを目指します。

【学び】 2. 誰もが創造的な活動から学びを得られ、成長することができる

実際に手を動かしながら創作に取り組むことで技能の上達はもちろん、そこから全く新しい「学び」を得ることができると考えます。子どもたちはもちろん、初心者から上級者まで誰もが創作活動を通じて、この拠点で混ざり合い、お互いに学び合うことで新しい発見が生まれる環境を目指します。

【居場所】 3. 誰もが気軽に訪れる場所となり、美術や自然に囲まれた時間を過ごすことができる

創作する強い目的がなくても、パークミュージアムにおける居場所や拠点として、誰もが気軽に訪れることができる開かれた場となることで、創造的な環境から主体的に創作意欲が誘われ、創作的活動に参加したくなるような場づくりを目指します。

【交流】 4. 創造的な活動を通して、多様な人々が交流できる

拠点における創造的な活動を通じて、新たな人と人との繋がりやコミュニケーション、コミュニティなどの交流を創出することで、この拠点での取り組みを持続可能で価値ある、町田の「文化」として育んでいくことを目指します。

【共生】 5. 多様な価値観を認め合う共生社会の実現に寄与できる

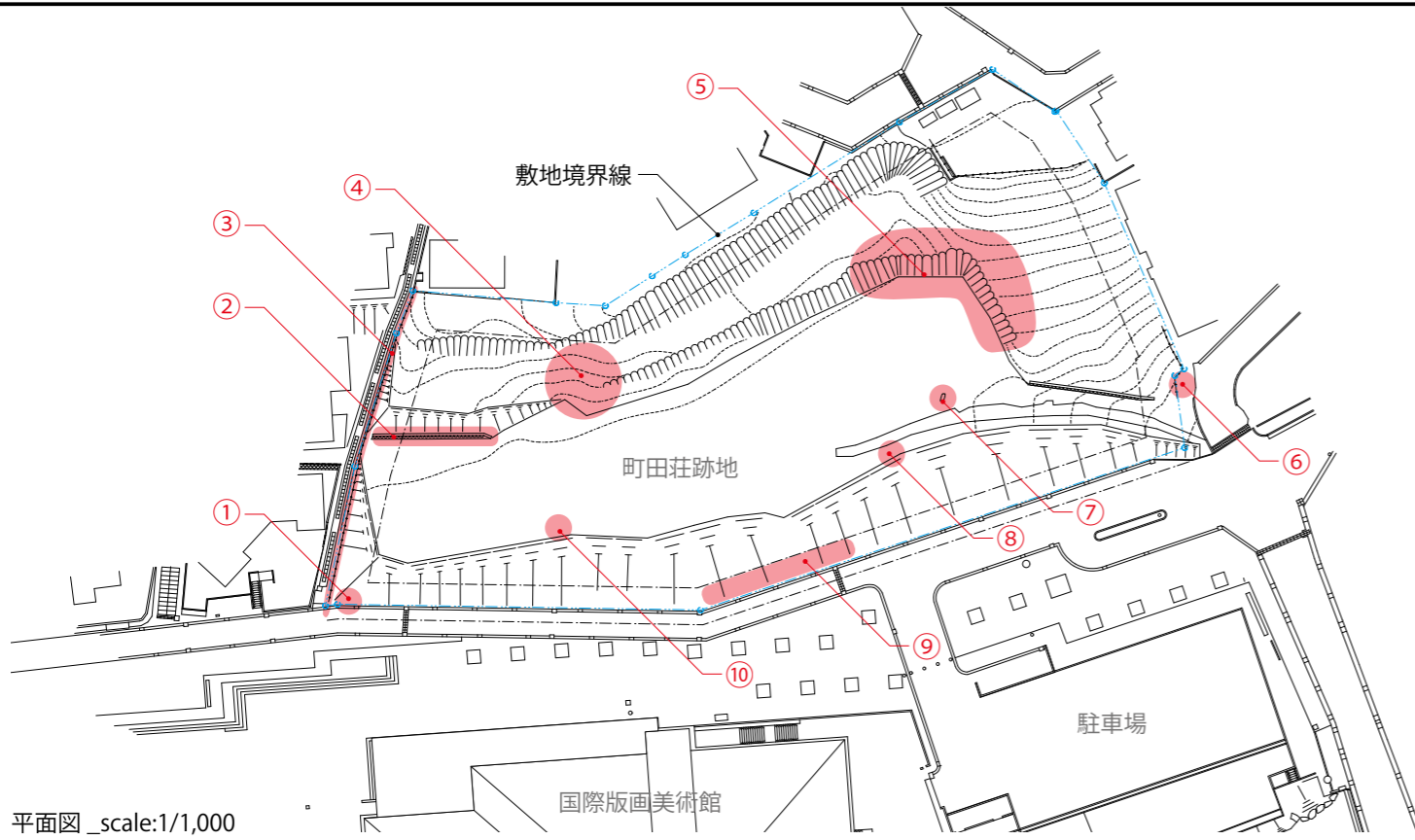
年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが活躍できる共生社会を目指します。多様な人々が交流することで、障がい者の社会参画の推進だけでなく、「心のバリア」を取り除き、共生社会の実現を目指します。

2-2：計画の条件 (1) 計画敷地及び施設建設の条件

敷地の状況把握と共に、崖地の法的整理を行なった。



2-2：計画の条件 (1) 計画敷地及び施設建設の条件

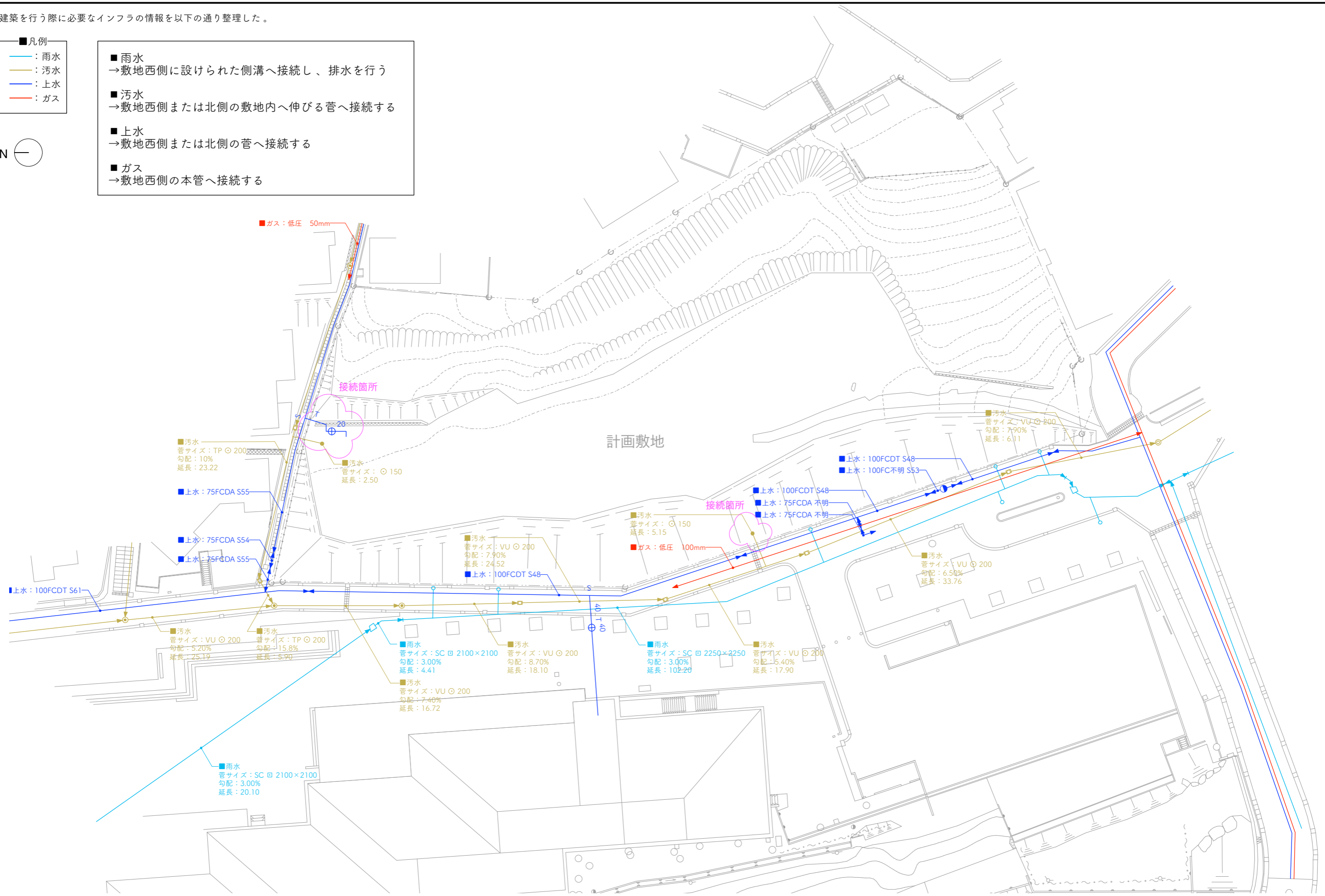


2-2：計画の条件 (1) 計画敷地及び施設建設の条件

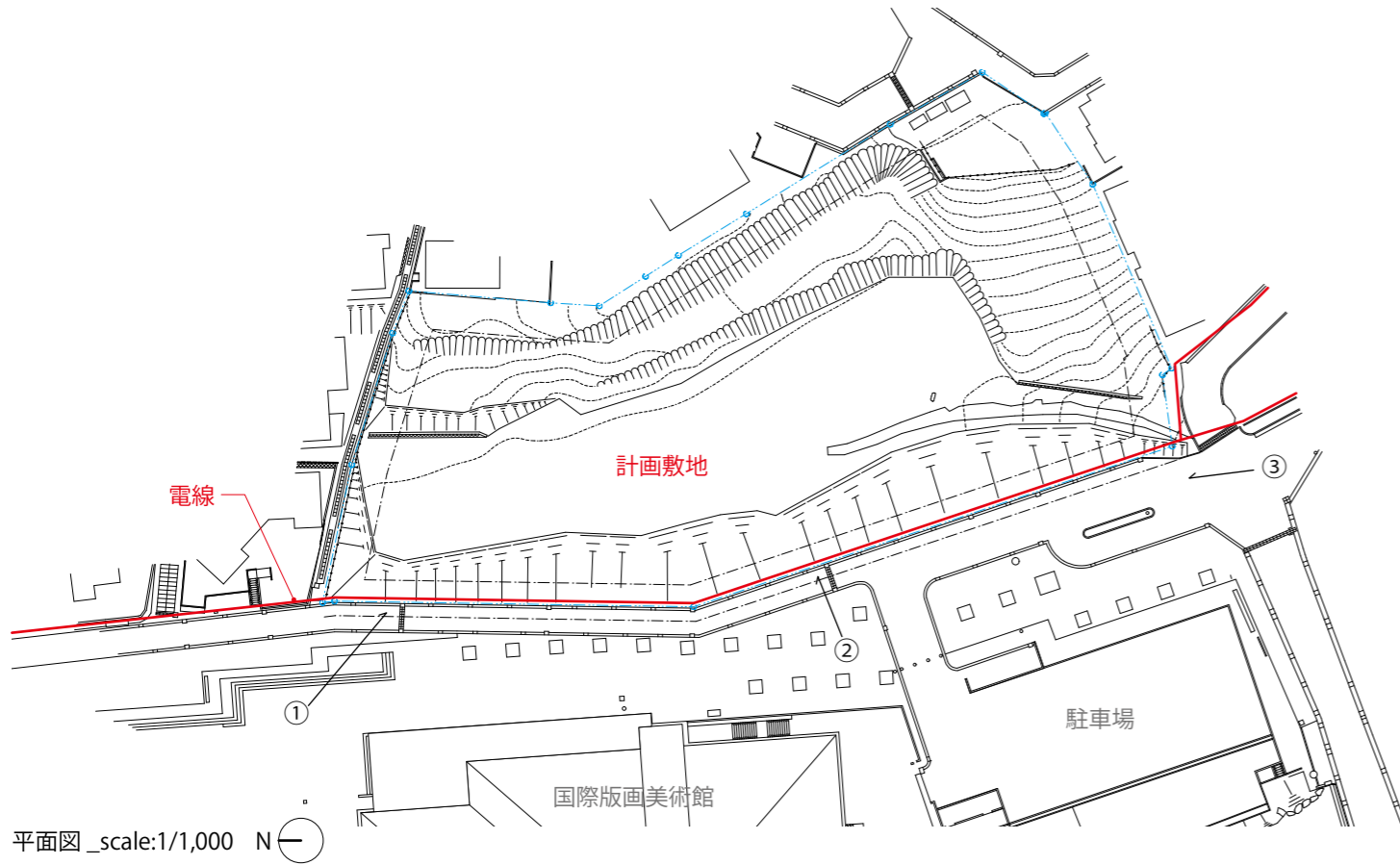
建築を行う際に必要なインフラの情報を以下の通り整理した。

- 凡例
- : 雨水
 - : 汚水
 - : 上水
 - : ガス

- 雨水
→敷地西側に設けられた側溝へ接続し、排水を行う
- 汚水
→敷地西側または北側の敷地内へ伸びる管へ接続する
- 上水
→敷地西側または北側の管へ接続する
- ガス
→敷地西側の本管へ接続する



2-2：計画の条件 (1) 計画敷地及び施設建設の条件



△写真①



△写真②



△写真③

A 案：電柱移設案	B 案：裏配線案	C 案：電線地中埋設案
<p>■メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線の移設距離が近い→工事費が他案に比べて安い <p>■デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の改善なし ・電柱設置のため、舗装のやりかえが必要 ・災害時の倒壊リスクあり 	<p>■メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観が改善される <p>■デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域への設置となる→崖地への対策が必要となる可能性あり ・災害時の倒壊リスクあり 	<p>■メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工時の影響がなくなる ・景観が改善される ・災害の被害が軽減される <p>■デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費が架空電線に比べて高い ・工事の責任区分の設定が難しい ・災害時の復旧が遅い

2-2：計画の条件（2）関係する法規制等

（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟に係る法規について、整理を行った。

敷地条件

敷地面積	5,212.83m ²
都市計画区域区分	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
高度地区	第一種高度地区
防火地域	22条地域
建蔽率	40%
容積率	80%

建築基準法_集団規定

項目	条・項・号	タイトル	内容
用途制限	法第48条第1項	用途地域等	建築可能な用途を定める（詳細は下段参照）
容積率	法第52条第1項一号	容積率 （仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟	延べ床面積を 4,170.264m ² (=5,212.83m ² ×0.8) 以下としなければならない
建蔽率	法第53条第1項一号	建蔽率 （仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟	建築面積を 2,085.132(=5,212.83m ² ×0.4) 以下としなければならない
絶対高さ制限	法第55条	第一種低層住居専用地域等内における 建築物の高さの限度	建築物の高さの限度である10mを超えてはならない
道路斜線	法第56条第1項一号	建築物の各部分の高さ	容積率20/10に該当するため、立上がり距離：20mかつ勾配1.25/1
隣地斜線	法第56条第1項二号	建築物の各部分の高さ	第一種低層住居専用地域のイに該当するため、立上がり距離：20mかつ勾配1.25/1
北側斜線	令第135条	北側高さ制限	前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものが、ある場合に該当するため
日影規制	法第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	第一種低層住居専用地域のため、2～3時間/1.5m

用途制限について

【第一種低層住居専用地域に建築可能な建築物】

第48条「用途地域等」

第一種住居専用地域に建築可能な建築物は以下の通りである（建築基準法別表第二(イ)項より）

- ・住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿
- ・兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m²以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校
- ・図書館等
- ・巡査派出所、公衆電話所等
- ・神社、寺院、教会等
- ・公衆浴場、診療所、保育所等
- ・老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等
- ・老人福祉センター、児童厚生施設等
- ・600 m² 以下のものに限る
- ・建築物附属自動車庫
- ・600 m² 以下、1 階以下のものに限る

【上記に該当しない建築物の建築】

特定行政庁の許可が必要

上記以外の用途を建築する場合、建築基準法第48条第1項ただし書きの規定により、特定行政庁の許可が必要となる

第四十八条

第一種低層住居専用地域内においては、別表第二（イ）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟は上記に該当しない用途で建築する場合は許可手続きが必要となる

絶対高さ制限について

【高さが10mを超えて計画しなければならない建築物の建築】

特定行政庁の許可が必要

10mの高さを超えて建築する場合、建築基準法第55条第3項二号の規定により、特定行政庁の許可が必要となる

第五十五条

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるもの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。

3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

- 一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの
- 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの
- 4 第四十四条第二項の規定は、前項各号の規定による許可をする場合に準用する。

（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟は、10mの高さを超えて建築する場合は許可手続きが必要となる

2-2：計画の条件（2）関係する法規制等

前ページ同様、法規について整理を行った。建築基準法以外で、（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟に関わる法規を記載する。

その他関連法規

【都市計画法】

第53条「建築の許可」

都市計画施設(法11条)の区域または市街地開発事業(法12条)の施行区域に建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

↳ 「都市計画公園・緑地の整備方針」に位置づけられた優先整備区域以外の都市計画施設内の建築行為に該当（許可を得るための町田市の基準は以下の通り_町田市HP原文ママ）

- ①建築物の敷地に係る都市計画公園及び都市計画緑地の事業の実施が、近い将来、見込まれていないこと。（「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（平成23年12月）」に位置づけられた優先整備区域以外の箇所に限る。）
- ②市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）等の支障にならないこと。
- ③階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- ④主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ⑤建築物が対象区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、対象区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

【都市公園法】

第4条「公園施設の設置基準」

都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、以下の通りとしなければならない。→建築面積/敷地面積≦2/100

↳ [緩和]
都市公園法施工令 第6条第1項三号,4項「公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等」により以下の通り緩和を行うことが可能→建築面積/敷地面積≦10/100

「都市公園の占用の許可」

第6条

都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

第7条

2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、

都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、

前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

【都市公園法施行令】

第十二条

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、

同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十七項に規定する地域活動支援センター

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

【土砂災害防止法】

①土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、土砂災害防止法にもとづき

- ・宅地建物取引業者は、当該宅地または建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うこと
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施すること等が義務づけられます。

(※東京都建設局HPの原文ママ)

②土砂災害特別警戒区

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、土砂災害防止法にもとづき

- ・特定の開発行為に対する許可制

- ・建築物の構造規制

等が行われます。

(※東京都建設局HPの原文ママ)